



令和3年4月22日

水管理・国土保全局下水道部

## 官民連携による下水熱利用を促進します ～下水熱利用マニュアルを改訂しました～

国土交通省は、カーボンニュートラルの実現及び持続可能な開発を進めていくうえで、低炭素なまちづくりを進めており、その一環として下水熱利用を推進しています。今般、最近の熱利用導入事例を収集した上で、知見の整理や利便性の向上を図り、平成27年7月に策定した「下水熱利用マニュアル（案）」を改訂しました。

下水の水温は一年を通して比較的安定しており、大気のと比べて夏は低く、冬は高い特長を有しています。このため、この再生可能エネルギー熱である下水熱を冷暖房や給湯等に利用することによって、大幅な省エネ・省CO<sub>2</sub>化を図ることができます。

国土交通省では、平成27年に下水道法改正等を行い、民間事業者による下水道管内への熱交換器の設置に関する規制緩和を行うとともに、「下水熱マニュアル（案）（平成27年7月）」等を整備し、行政・民間事業者による下水熱の活用拡大を推進してきました。

今般、カーボンニュートラルの実現に向けた国内の状況を踏まえ、下水熱マニュアル改訂に向けた意見交換会（令和2年度開催）の議論を経て、以下の改訂を行い「下水熱利用マニュアル（案）」として公表します。

- ・「下水熱マニュアル（案）（平成27年7月）」に、「民間事業者による下水熱利用手続ガイドライン（平成24年12月）」を統合
- ・下水道管理者、エネルギー供給事業者、熱利用事業者のそれぞれ関係者が構想・企画段階で必要となる基礎情報や協議事項の整理
- ・システムの基本設計に関する技術情報や事業採算性の評価方法の整理

本マニュアル、関係資料は以下のページに公表しております。

- 「下水熱利用マニュアル（案）」及び「下水熱利用可能性簡易検討ツール」  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000467.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000467.html)

### <問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 下水道国際・技術室

課長補佐 村岡 正季、 資源利用係長 岡内 啓悟

TEL : 03-5253-8111 [内線 : 34172,34164] 03-5253-8427(直通) FAX : 03-5253-1596